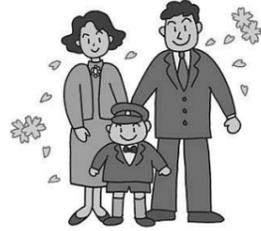


町からのお知らせ



ホタテ無料配布の延期について

例年4月に実施していましたがホタテの無料配布につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、感染拡大防止のため、延期させていただきます。

新たな配布時期については、改めてお知らせします。

【沙留漁業協同組合・沙留ほたて貝漁業生産部会】

興部町不妊治療費等助成事業について

町では、不妊症又は不育症と医師に診断され、実際に治療を受けた町内に住むご夫婦に対し、令和2年4月1日から不妊治療及び不育症治療に要する費用の一部を助成いたします。

助成を受けるためには、申請が必要となります。申請方法など事業の詳細は下記までお問合せ下さい。

治療の種別、内容、助成の額については、次のとおりです。

治療等の種別と対象となる内容	治療等に係る助成
【一般不妊治療】 保険適用となる不妊治療及び保険適用とならない人工授精による治療	治療に要した費用の自己負担額とし、1年につき10万円を限度とし、通算3年を超えない範囲
【特定不妊治療】 保険適用とならない体外受精及び顕微授精による治療	治療に要した費用の自己負担額から道の助成金を控除し、1回の治療につき15万円を限度とする。
【不育症治療】 不育症の因子を特定するための検査及び検査結果に基づく治療	治療に要した費用の自己負担額から道の助成金を控除し、1回の治療につき10万円を限度とする。
【交通費助成】 右の欄に記載の①と②の合計額の1/2	① 通院等に要する往復の鉄道賃等 ② 1泊1万円を限度とする実際に支払った宿泊料

◎お問合せ先 福祉保健総合センター『きらり』
福祉保健課 健康推進係 Tel82-4170

「令和2年度奨学生」の募集について

興部町では、教育の機会均等と教育の振興を図るため、学業成績が優秀で経済的理由により修学が困難な方に対し奨学金を交付しています。

次により令和2年度に対象となる生徒を募集いたします。

1. 応募できる方
奨学金の交付を受けられる方は、本町の住民で次の各号に該当する方。
(1) 高等学校（高等専門学校を含む。）または、これと同等の学校に就学する方若しくは在学者
(2) 健康で学業優秀、性行善良な方
(3) 学資の支弁が困難な方
2. 応募方法及び期間
令和2年4月17日（金）までに教育委員会が定める様式により、申請書及び関係書類を添えて通学している高校（興部高等学校）に提出してください。関係書類については、高校（興部高等学校）または教育委員会にあります。
※記載の高等学校以外の場合は、教育委員会までご連絡願います。
3. 奨学生の選定及び奨学金
(1) 奨学生は、教育委員会の審査により決定します。
(2) 奨学金は、月額10,000円として1年間交付します。また奨学金の返済については免除します。
4. その他
不明な点や詳しいお問い合わせは、教育委員会・総務学校係（Tel82-2552）までご連絡願います。

オホーツク農業科学研究センターからのお知らせ

オホーツク農業科学研究センターでは、次の日程で町民の皆様を対象とした加工教室を行います。参加をご希望される方は次の予約受付期間中にお申し込みください。

- 【祝日開催 初心者向けパン講習会】（受け入れ可能人数 3人～8人）
○日程 4月29日（水） 受付期間⇒4月8日（水）～4月22日（水）
○時間 9：00～13：00
○参加料 1,500円

- 【農産物加工室 施設利用予約について】
○施設利用可能日時 （火曜日～木曜日 8：30～16：00）
・5月の予約受付開始日 4月17日（金）8：30～

※土日・祝日は、施設利用予約の電話等での受付はしていません。

◎お問合せ オホーツク農業科学研究センター Tel82-2121 担当 山崎

介護従事者養成事業のご案内

興部町では、介護の仕事に就きたいと考えている方や既に興部町内の介護事業所等に勤めている方で、**介護の資格取得のための研修を修了された場合に受講料等の一部を助成しています。**

◎対象となる研修

- ①介護職員初任者研修 ②生活援助従事者研修 ③実務者研修

◎対象者 ※1) 2) 何れかに該当する方

- 1) 興部町に住所がある方
- 2) 興部町内の介護事業所等に勤めている方。または興部町内の介護事業所等に働くことが決定している方

◎助成の範囲

○上記研修過程の受講料及び教材費の1/2

- ※最大10万円まで。補講料及び追加試験料は対象外
- ※他の助成を受けた場合は、その助成額を除く
- ※紋別市や遠軽町、名寄市など、町外で開催される研修も助成対象です！

スキルアップに取り
組む皆さんを応援する
事業です！ぜひ活用
してみませんか？



○お問合せ 福祉保健総合センター『きらり』

介護支援課 介護相談係 TEL82-4155

健康推進係からのお知らせ

◎母子健康手帳の交付について

母子健康手帳は、妊娠中の経過や、出生後のお子さんの成長を記録するためのものです。出産予定日がわかりましたら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。お待ちいただくことがないよう、**交付は事前予約制とさせていただきます。下記までご予約下さい。**

○交付場所 福祉保健総合センター『きらり』

○日 時 月～金曜日（祝日を除く）8：30～17：15

○持ち物 妊娠届書、印鑑、マイナンバーが確認できるもの
※妊娠届出書は来所時でもご記入いただけます。

◎4月に実施する健診事業

○乳幼児健診 4月23日（木）12：30～16：30 きらり

※対象の方には個別にご案内します。

※現在、新型コロナウイルスの感染拡大により中止する可能性もあります。

○お問合せ 福祉保健課 健康推進係 TEL82-4170

興部町高齢者等外出支援ハイヤー等利用助成事業が始まります！

町では、公共交通機関以外に移動手段を持たない高齢者や、自らの移動に際し自動車等の運転が困難な介護認定の決定を受けた方および妊産婦に対し、令和2年4月1日からハイヤー等利用料金の一部を次のとおり助成いたします。

※興部町重度身体障害者ハイヤー等乗車助成券の交付を受けている方は対象外です。

町内に住所を有する在宅の高齢者等で、対象者および対象者同一の世帯員に、町税等の滞納がなく、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 満65歳以上の者で構成される世帯で、満75歳以上の方のうち自動車運転免許証がない方または自動車運転免許証はあるが、健康上の理由等により運転が困難な方
- (2) 満65歳以上で自主的に自動車運転免許証を返納した方
必要書類～運転経歴証明書または取消通知書の写し
- (3) 介護保険法の規定により要支援1以上の認定を受けた方
- (4) 母子保健法の規定により母子健康手帳の交付を受けている方であって、手帳の交付を受けた時から出産後2か月までの間の妊産婦

〈助成する額〉 **助成額は利用券1枚につき300円とする**

〈利用券の交付枚数〉

対象となる方には興部町外出支援ハイヤー等利用券をお住まいの地区により交付します

- ・興部市街にお住まいの方 24枚/年
- ・北興・秋里・豊野にお住まいの方 36枚/年
- ・宇津・朝日・豊畑・沙留・住吉・富丘にお住まいの方 60枚/年

〈利用方法〉

1. 福祉保健課社会福祉係にハイヤー等利用申請書を提出して下さい。提出の際には、各種証明できるものが必要になりますのでご用意ください。
2. 審査後、利用を決定した方には、「利用者証」と「利用券」を郵送いたします。
3. 利用者は、「利用者証」を運転手に提示し、降車時に料金に応じて「利用券」を提出するとともに、利用料金から利用券一枚当たりの助成金額を控除した額をお支払いください。

〈お手続き先〉

- ・福祉保健総合センター『きらり』内 福祉保健課 社会福祉係
- ・沙留出張所

〈お問合せ先〉 福祉保健課 社会福祉係 TEL82-4120

各種福祉手当制度のご案内

手 当 名	児 童 扶 養 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当	
受 給 者	支給要件に該当する児童（18歳到達後の3月31日までの者又は障害児（20歳未満）の父又は母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。	支給要件に該当する障害児（20歳未満）の父又は母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。	重度障害児（20歳未満）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。	重度障害者（20歳以上）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院又は診療所に継続して3カ月を超えて入院している。	
支 給 要 件	①父母が婚姻を解消した児童	※身体（下記の障害や、内部障害（心臓や腎臓等）、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。			
	②父又は母が死亡した児童	障 害 別	1 級	2 級	
	③父又は母が一定程度の障害の状態にある児童	眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.08以下のもの	両眼の視力の和が0.02以下のもの
	④父又は母が生死不明の児童	聴 覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
	⑤父又は母が1年以上遺棄している児童	平 衡 機 能		平衡機能に著しい障害を有するもの	
	⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童	そ しゃ く ・ 嚔 下 機 能		そしゃくの機能を欠くもの	
	⑦父又は母が1年以上拘禁されている児童	音 声 又 は 言 語 機 能		音声又は言語機能に著しい障害を有するもの	
	⑧婚姻によらないで生まれた児童	上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	下 肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの
		体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	肢 体 の 機 能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		
	そ の 他	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など			
支 給 金 額 (月 額)		全 部 支 給	一 部 支 給		
	児童1人の場合	43,160円	43,150円～10,180円	52,500円	34,970円
	第2子加算額	10,190円	10,180円～5,100円		14,880円
	第3子加算額	6,110円	6,100円～3,060円		27,350円
	※所得制限がありますので支給されない場合があります。				
申 請 書 類	○児童扶養手当認定請求書 ○養育費等に関する申告書 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○同居扶養義務者に関する調書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○戸籍謄本 ○年金手帳 ○振込先のわかるもの ○マイナンバーのわかるもの	○特別児童扶養手当認定請求書 ○特別児童扶養手当認定診断書（障害別） ○特別児童扶養手当振込先口座申出書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○障害児福祉手当認定請求書 ○障害児福祉手当認定診断書（障害別） ○障害児福祉手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○特別障害者手当認定請求書 ○特別障害者手当認定診断書（障害別） ○特別障害者手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	
類	※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認ください。				

◎お問い合わせ・手続き先 ～ 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係（TEL82-4120）

ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

興部町では重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしております。制度につきましては、以下のとおりです。

◎主旨 身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤー及び介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

◎利用可能事業所

- NPO法人わたぼうし (興部町本町) Tel82-7733
- 興部交通(有限会社下村運送) (興部町春日町) Tel82-2255

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

◎対象者 町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

- 下肢障害 (1~2級) ●体幹障害 (1~2級)
- 視覚障害 (1~2級) ●心臓機能障害 (1・3級)

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

◎助成額

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。(助成券1枚は乗車基本料金相当額です)

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

◎申請先 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係
または 沙留出張所

◎問合せ先 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

「全国瞬時警報システム (Jアラート)」の 全国一斉情報伝達試験について

Jアラートの全国一斉情報伝達試験につきまして、情報伝達時に不都合がないように定期的に試験を行い、非常時に備えるために実施しておりますが、今年度は国による試験を下記のとおり3回実施することになっておりますのでお知らせいたします。

- 【実施予定日時】
- ① 令和2年5月20日(水) 11:00
 - ② 令和2年10月7日(水) 11:00
 - ③ 令和3年2月17日(水) 11:00

尚、実施日が近づきましたら、事前に「町からのお知らせ」で周知いたします。

このシステムは、国民保護、地震、津波、気象、災害、武力攻撃などの発生時に迅速に対応するため、消防庁から発信される情報を役場の機器で受信し、住民に防災スピーカー等を通じてお知らせするものです。

※ 情報伝達試験は、住民の方々に参加・行動をお願いするものではありません。

(住民課住民活動・環境係、総務課情報管理係)

紙おむつ類の無料回収が始まります！

町では、子育て世帯や介護世帯等の負担を軽減することを目的に、その家庭から出る紙おむつ類の無料回収を、令和2年4月1日(水)から開始します。

〈収集対象〉

紙おむつ・紙パンツ・尿とりパッド・お尻拭き・介護用の清拭綿(清浄綿)

〈排出方法〉

汚物を取り除いてから、中身の確認できる透明・半透明の袋(レジ袋も使用できます)に入れて、袋にマジックなどで、「おむつ」と明記し、燃やせるごみの収集日に出してください。袋の大きさは45リットル以内にしてください。

〈注意事項〉

- ①他のごみや、おむつ類と違うものが入っている場合は収集しません。
- ②防水シートやペット用のおむつ・トイレシートなどは対象外です。これらについては、町指定の「燃やせるごみ袋(薄赤色)」をお使いください。
- ③保育施設、介護施設および病院などの施設から出るおむつ類は、事業系ごみとなりますので、無料回収の対象にはなりません。
- ④従来どおり、おむつ類を「燃やせるごみ袋(薄赤色)」に入れて排出してもかまいませんが、ごみ袋代の補助や助成等はありませんのでご了承ください。

〈お問合せ先〉

福祉保健総合センター『きらり』 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120
または 住民課 住民活動・環境係 Tel82-2164

ヒグマにご注意ください

ヒグマによる人身事故を防止するため、北海道では4月1日~5月31日を春のヒグマ注意特別期間として設けております。

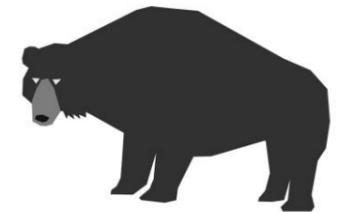
冬眠明けのため、より活発に活動するヒグマも多いので、山菜採りやハイキングなど野山に出かける時だけでなく、市街地周辺や郊外にウォーキングやジョギング、レジャーなどで出かけるときにも、下記のことには注意してヒグマによる事故を防止しましょう。

また、各家庭においても、生ごみや農業・水産廃棄物、ペットや家畜のエサを野外に放置するなど、ヒグマを引き寄せやすい状況を作らないようにしましょう。

なお、人里周辺でヒグマを目撃したときは、興部町役場住民課(Tel82-2164)や、興部警察署(Tel82-2110)まで出没状況をお知らせください。

◎ヒグマの被害に遭わないためには・・・

- ◇事前にヒグマの出没情報を確認する
- ◇家族などに行き先を告げ、1人では野山に入らない
- ◇熊鈴やラジオなど、音を出しながら歩く
- ◇食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- ◇薄暗いときには行動しない
- ◇フンや足跡を見たらすぐに引き返す



(住民課 住民活動・環境係)

登って爽快 in ポロヌフリ岳登山について

ポロヌフリ岳に登って雄大な景色や動物たちとの出会い、山スキーなどを楽しんでみませんか？

◎日 時 4月18日(土)

◎行 程

- ・ 7:45 中央公民館集合(7:30沙留公民館発)
- ・ 8:00 中央公民館発
- ・ 8:45 登山開始
- ・ 12:00 頂上到着
- ・ 13:00 下山開始
- ・ 15:00 中央公民館到着(15:15沙留公民館到着)

※沙留の方は送迎します。

◎参加料 100円(傷害保険料)※申込時にお支払いください。
※集合写真を希望される方は、別途200円を申込時にお支払いください。

◎対象 町内の中学生以上の方(保護者同伴の場合、小学高学年可)

◎定員 25名
※参加される方につきましては、事前に検温するなど体調管理を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

◎申込期間 4月1日(水)~13日(月)

◎持ち物

- スキーウェア等
(雪もあり天候も変わりやすいので、悪天候に対応可能な服装)
- 帽子 ○速乾性の下着 ○タオル ○スパッツ(長靴用)
- 長靴 ○手袋 ○昼食 ○飲物(500ml×2本程度)
- 行動食(アメ・チョコレート等)
- ストック(教育委員会でも用意します)

◎お問合せ 教育委員会 社会教育課 体育振興係 Tel82-2552

※新型コロナウイルス感染症の状況によって、中止となる場合がありますのでご了承ください。

また、雪がないと登る事ができない為、積雪不足により中止となる場合があります。

住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。
申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

〈公営住宅〉 所得の月額基準：158,000円以下(裁量階層214,000円以下)

【新規掲載の住宅】

団地名	募集戸数	建設年度	構造等	間取り面積	法定家賃
		管理番号			
栄町団地 B棟	1戸 (1階)	H7 371	鉄筋コンクリート造 2階建	2DK 60.08㎡	17,500~ 34,400円

※家賃の他に共益費(石油給油器使用料として2,000円、草刈料1,000円)が別途加算されます。

【先月に引き続き募集している住宅】

《泉町団地》(1号棟)2LDK 1戸、(2号棟)3LDK 1戸、(3号棟)3LDK 2戸
《栄町団地》3LDK 1戸
《新沙留団地》2LDK 1戸、3LDK 1戸

〈特定公共賃貸住宅〉 所得の月額基準：158,001円~487,000円

【先月に引き続き募集している住宅】 《新沙留団地》3LDK 1戸、2LDK 1戸

〈注意事項〉

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ(<http://www.town.okoppe.lg.jp>)または、下記へお問い合わせください。

※家賃は、所得に応じて変わります。

※所得の月額基準の裁量階層は、同居者に小学校就学前の方がいる場合など、一定の条件を満たす方が対象となります。

※原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。

【入居申込資格】

・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方。

※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 4月15日(水) 17:15まで

【問い合わせ先】 建設課 建築維持係(Tel82-2166)

畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締り及び野犬掃とうを実施いたします。

〈実施期間〉 4月1日より9月30日まで

〈実施区域〉 興部町全域

〈実施方法〉 捕獲等

〈その他〉

①放し飼いは厳禁です。犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が放れた場合は、役場までご連絡願います。

②犬等ペットのフンは必ず始末してください。「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。袋を持って散歩をするのも飼い主のマナーです。

③鳴き声に注意して下さい。動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩に毎日行ったり、一緒に遊んであげたりと犬にストレスを溜めないようにすることも効果的です。

◎お問合せ先 住民課 住民活動・環境係 TEL82-2164



おこっぺ町地域づくりサポートの会「手芸のつどい」のお知らせ

地域づくりサポートの会手芸活動グループでは、町民の方と一緒に作品作りを行う『手芸のつどい』を開催しております。どうぞお気軽にお越しください。

4月	17日(金)	作品：トレイ(小物入れ) 持ち物：表地・裏地各1枚(25cm×25cm) キルト接着芯(薄出)25cm×25cm 紐30cm、ボタン4個
5月	15日(金)	作品：配色バック(2色) 持ち物：表地 A色40cm×108cm B色75cm×25cm 裏地90cm×50cm 丸ゴム(3mm)25cm ボタン(2.4cm)4個 マグネットボタン1個
6月	19日(金)	作品：ブックカバー 持ち物：表地25cm×50cm 裏地25cm×40cm おさえ用ひも1.5cm×20cm

- 時間 10:00~16:00(午前のみ、午後のみ参加可)
- 場所 ふれあいサロン『ほっと』(旧品田商店)
- 対象者 町民どなたでも参加可能です
- その他
 - ・各回の材料の他に、裁縫道具もお持ちください
 - ・材料の都合のつかない方は事前にご相談ください
 - ・12:00~13:00は昼食休憩となるので各自ご用意ください
- 申込み 初めての方は、開催期日の前の週までに下記までお申込みください
- 問合せ 手芸活動グループ代表 高橋 和子 TEL82-3222

【目指せ!5000日!】
令和2年4月1日で
町内の交通死亡事故ゼロ4612日
スピードダウンとシートベルトの全席着用

